

平成 30 年第 21 回

札幌市教育委員会会議録

平成30年第21回教育委員会会議

1 日 時 平成30年11月16日（金） 10時15分～10時53分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

| | | |
|-------------|-----|-----|
| 教 育 長 | 長谷川 | 雅 英 |
| 委 員 | 池 田 | 官 司 |
| 委 員 | 阿 部 | 夕 子 |
| 委 員 | 佐 藤 | 淳 |
| 委 員 | 石 井 | 知 子 |
| 委 員 | 道 尻 | 豊 |
| 教育次長 | 山 根 | 直 樹 |
| 生涯学習部長 | 鈴 木 | 和 弥 |
| 教育政策担当課長 | 高 橋 | 俊 範 |
| 教育政策担当係長 | 吉 田 | 亜希子 |
| 教育政策担当係長 | 小 林 | 明 弘 |
| 教育政策担当係員 | 大 脇 | 章 広 |
| 教育政策担当係員 | 村 上 | 彰 隆 |
| 教育推進・労務担当部長 | 早 川 | 修 司 |
| 児童生徒担当部長 | 長谷川 | 正 人 |
| 教職員担当部長 | 紺 野 | 宏 子 |
| 労務担当課長 | 工 藤 | 晃 史 |
| 給与係長 | 筒 井 | 大 介 |
| 給与係員 | 宮 野 | 賢 之 |
| 給与係員 | 林 | 大 地 |
| 給与係員 | 林 | 悠 |
| 調査係員 | 矢 澤 | 吉 明 |
| 調査係員 | 伊 藤 | 大 輔 |
| 総務課長 | 宮 地 | 宏 明 |
| 庶務係長 | 札 場 | 義 章 |
| 書 記 | 山 本 | 裕 奈 |

4 傍聴者 1名

5 議 題

議案第 1 号 札幌市教育振興基本計画改定版（案）について

議案第 2 号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第 3 号 議会の議案についての市長への意見の申出について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、平成30年第21回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

本日の議案第2号及び第3号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号及び第3号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市教育振興基本計画改定版（案）について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号札幌市教育振興基本計画改定版（案）についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第1号の札幌市教育振興基本計画改定版（案）について、ご説明いたします。

本議案は、札幌市教育振興基本計画改定版の策定に当たって実施するパブリックコメントに先立ちまして、教育委員会としての案を確定させるため、提出するものでございます。

お手元に配布しております資料についてですが、資料1につきましては、外部有識者等による検討会議、また、庁内関係部局との調整などを経て、まとめた計画の本書でございまして、資料2は、その概要版となります。いずれの資料につきましても、12月下旬から1か月間実施するパブリックコメントで公表することを予定しております。

それでは、内容につきまして、資料2の概要版に基づいて、ご説明申し上げます。

まず、左上段にございます「第1章 札幌市教育振興基本計画について」です。

こちらには、現行計画の策定背景や、今回の改定の趣旨等を含め、本計画の基本的事項を記載しております。そちらに三角形の図がありますが、本計画は、計画期間を2023年度までの10年間とする札幌市の教育の理念を示す「教育ビジョン」、それから、前期・後期の5年ずつの教育施策を示す「教育アクションプラン」で構成しておりますが、今回の改定は、教育ビジョンを堅持しつつ、後期の教育アクションプランを策定することに伴うものでございます。そのため、教育の特性である「継続性・安定性の確保」という観点からも、大幅な改定ではなく、前期をベースとしつつ、更なる充実を図るものとしております。

次に、その下にございます「第2章 教育を取り巻く現状」についてでございます。

まず、教育を取り巻く社会経済情勢については、人口減少や少子高齢化、グローバル化などの状況をまとめているほか、現行計画策定以後の新たな要素として、子どもの貧困対策や働き方改革の要請、SDGsの推進なども加えております。また、日本各地で自然災害が続く中、去る9月6日に「北海道胆振東部地震」が発生したところですが、教育分野においても、こうした経験を受け止め、生かしていくことが必要と捉え、「(4) 自然災害の状況」を盛り込んでおります。

続いて、その下、国における教育目標や教育政策の動向に関してでございます

が、教育の目的・目標を掲げる教育基本法は、2006年以後、改正はされておられません。

一方、個別の教育関連法については、主なものを資料の表にまとめておりますが、例えば、2016年4月の学校教育法の改正で、新たな学校種として「義務教育学校」が制度化されたり、2017年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正で、学校運営協議会制度の導入、いわゆるコミュニティスクールの設置が努力義務化されたりなど、それぞれ動きがあったところでございます。

また、幼稚園教育要領や各学習指導要領が改訂されましたほか、資料は右上の(4)に移りますが、本計画が参酌する国の教育振興基本計画の第3期が、今年の6月に策定されましたが、こちらも、第2期の計画の理念を継承したものとなっております。

次に、「第3章 札幌市教育ビジョン」ですが、先ほど申し上げましたとおり、現行の教育ビジョンを堅持することとし、「自立した札幌人」の実現に向け、3つの基本的方向性を引き続き設定いたします。

次に、「第4章 札幌市教育アクションプラン（後期）」に移ります。

教育アクションプランは、教育ビジョンの3つの基本的方向性に沿って、どのような教育施策を展開していくか、という部分になりますが、まず、前期の振り返りを行っております。前期においては、一定程度の成果や効果を得ることができたと認識している一方で、個別の事業・取組に着目すると、更なる工夫・改善の余地があったり、成果指標の動向が思わしくないものがあったりと、課題が残る状況と捉えております。そのため、後期においては、前期の施策展開を基本としつつ、教育の特性である「継続性・安定性の確保」ということも勘案しながら、改善等を加えて、更なる教育施策の充実・発展を目指すこととしております。

なお、こちらの概要版では、総括的な記載をしておりますが、資料1の本書の中では、これと合わせて、前期の施策体系において、どんな取組を実施してきたか、それに関連する成果指標の動向はどうなっているか、そして、今後、どのような方向性で進めていくか、という観点からまとめております。

次に、資料の2枚目をご覧ください。

ここでは、先ほどご説明いたしました、教育を取り巻く現状や前期の振り返りを踏まえて設定した、後期の施策体系や施策展開、重要項目を示しております。

まず、施策体系については、前期をベースとしつつも、例えば、昨今の「学校における働き方改革」の動きを踏まえ、資料の中央よりやや下にございますが基本施策2-3の2つ目「教職員が質の高い教育活動を実現できる環境づくり」という施策を新設するなどしております。

次に、主な事業についてですが、まず、★マークでお示ししております新規事

業、こちらは事柄として比較的新しいものを対象としておりますが、こちらについてご説明させていただきます。

まず、左上段、基本施策1-1の2番目「幼児期の教育の充実」にございます「市立幼稚園の在り方に係る検討」についてですが、時代の変化や社会的ニーズ等を踏まえて、市立幼稚園の在り方について、検討を進めていくものでございます。

続いて、基本施策2-1の2番目「一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育環境の整備」にございます「小中学校等における医療的ケア実施体制の充実」についてですが、医療的ケアを要する子どもが、身近な地域の学校で安心して学ぶことができる体制の充実に向けて検討していくものでございます。

続いて、基本施策2-4の1番目「安心して学ぶための支援」にございます「公立夜間中学の設置に係る検討」についてですが、現在、北海道教育委員会等と協議中の公立夜間中学の設置について検討していくものでございます。

最後に、基本施策3-1の1番目「地域に開かれた園・学校づくり」にございます「学校運営協議会制度の導入に係る検討」についてですが、学校運営協議会制度については、法改正により、設置が努力義務化されたこと受け、札幌市としてどのような形で対応するのか、検討していくものでございます。

このほか、これまで実施してきた事業については、実施規模の拡充や事業手法の見直しなどのレベルアップを図るものがございますが、一つ一つのご説明は割愛いたします。

次に、資料右下に記載しております重要項目についてですが、前期と同様に、いずれの施策も重要であるという考えを前提としながらも、特に力を入れていくものを重要項目として設定しております。要素としては、施策名などの文言調整等に伴い、前期の項目名と一致しないものもございますが、前期と概ね同様となっております。

次に、資料の3枚目をご覧ください。後期における成果指標についてです。

成果指標は、本計画の進行管理の参考とするものでございまして、前期と同様の指標を設定しております。本計画が終了する2023年度の目標値については、前期における指標の動向や、全国的な動向、関連する施策や事業の特性などを勘案した上で、努力目標的要素も加味して設定しております。

最後に、右ページ下段にあります「第5章 計画の推進に当たって」についてご説明いたします。

進行管理は、PDCAサイクルに基づくことはもちろんでございますが、前期同様に、毎年実施しております「事務の点検・評価」を活用したいと考えております。また、計画の推進に当たりましては、多様な主体との連携・協力を前期同様、引き続き図ってまいります。

内容に係るご説明は以上になります。

続いて、今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

本日、基本計画改定版（案）について、議決をいただきましたら、この内容をもって、第4回定例会市議会の文教委員会においてご報告したのち、12月下旬から1か月間、パブリックコメントや児童生徒を対象としたキッズコメントを実施したいと考えております。

その後は、パブリックコメント等で市民の方々から頂戴いたしましたご意見を参考としながら最終調整をし、2月下旬を目途に、基本計画改定版の策定について、教育委員会会議に付議する予定でおります。

なお、キッズコメントで使用する資料については、基本計画改定版（案）の内容をベースに、子どもに分かりやすいような内容にまとめ、別途作成いたします。

以上で私からのご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ただいま、説明がありましたように、今回の改定につきましては、平成26年度に施行したものを、理念の部分であります「教育ビジョン」は堅持しつつも、具体的な教育施策を示す「教育アクションプラン」を改定するという中身になります。

皆様からご意見などございましたらお願いいたします。

○池田委員 国の教育振興基本計画の第3期が6月に出たということで、ご説明にあったように、大きな変化はないと思うのですが、それでも第2期と比べてみますと、より可能性に挑戦するためですとか、新たな発展を牽引するというような、今後の日本を引っ張っていけるような人材、創造性を発揮できる人材を育てていこうという方向になっている印象を持ちます。札幌市もこれまで課題探究的な学習を行ってきておりますので、札幌市のこれまでの教育、これからの教育に沿っていると思いますけれども、そういった観点から、第3期の国の教育振興基本計画を意識した部分ありますでしょうか。

○教育政策担当係長 今お話しいただきましたように、「一人一人に」という部分に関してスポットが当たっているかと思えます。後期の計画に関しまして、例えば学ぶ力の面からも、体力の面からも、そして学びを支える面からも個々の子どもたちに寄り添った支援や指導を行っていくというところが随所に盛り込まれており、札幌市として共通しているところだと思います。

○池田委員 ありがとうございます。

○長谷川教育長 札幌としても以前から課題探究的な学習を意識していますが、国の方もより重要視してきたというところもあると思います。

○池田委員 わかりました。

○阿部委員 細かいところで確認ですが、42ページにあります「小中学校等における医療的ケア実施体制の充実」というところですが、今現在、医療的ケアが必要な児童生徒というのは、札幌市内にはどのくらいの人数がいらっちゃって、ケアを充実させるということが書かれていますが、現状はどのような状況でケアをされていて、より一層の充実に向けてどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。個別の質問で大変恐縮ですけれども、わかる範囲で教えていただければと思います。

○長谷川教育長 平成29年5月時点では、小・中学校12校で14名いらっしゃいます。それぞれ子どもの状況は色々ありますが、今年度、看護師を各学校に巡回させて、さらに詳しい状況を把握しようと考えているところです。現在は、子どもと保護者が一緒に学校に来ているので、できれば来年度からそういった子どもたちに看護師が医療的ケアをできるようにしたいと考えております。

○阿部委員 今は保護者の方と一緒に通学している、もしくは必要に応じて保護者が学校に行って子どものケアをしているという現状なのでしょうか。

○教育政策担当課長 基本的には保護者の方が付添って対応しているところです。痰の吸引ですとか、そういったことをしていただいているところです。

○阿部委員 もしその看護師がある程度常駐してくださると、保護者の方は立会いしなくてもよくなるということでしょうか。

○教育政策担当課長 負担が軽減されることになります。

○阿部委員 それはとてもありがたいですね。

○長谷川教育長 そうですね。よろしいですか。

○阿部委員 大丈夫です。

○長谷川教育長 ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

○石井委員 感想ですけれども、基本施策2-3の「教職員が力を発揮できる環境づくり」というところで、資料1の46ページのところにも書かれているのですが、やはり保護者としては教職員の方々は子どもと向き合う時間の確保を第一にして欲しいですし、そのためにはやはり教職員の方々の時間的な負担や、精神的な負担の軽減が何より必要だと思っています。

先月、文部科学省で行われた協議会に出席してきましたのですが、その時に諸外国、主にヨーロッパの方になりますが、教員の業務が主に教科指導、授業に特化しているのに対し、日本は教科指導ですとか、生徒指導、部活指導を一体的に行っていて、それが教職員の負担になっているという話が出ていました。例を挙げるとドイツはほとんどの学校で給食がない、部活動やクラブ活動は地域の方々が担っている、という具体例が出ていました。

やはり日本の学校の良いところは、そういったところを一体的にやっているところだと思うのですが、それが教職員の方々の負担になっていて、子どもたちに向き合えないというのは、やはりもったいないことだと思いますので、基本施策に書かれていますけれども、教職員の方々の一番の業務が何なのか、ということをもまずは考える意識改革がすごく大事だなと今回、この施策を見て思いました。

そして、多様な外部人材の活用のごともレベルアップ事業として書かれていますけれども、そういったクラブ活動についても地域で担えるものですし、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども含め、地域の方々が学校に出入りすることによって、より保護者の目から見ても、地域社会、開かれた学校というイメージが持ちやすいので、そういった意味で、基本施策3-1「地域に開かれた園・学校づくり」につながるかなと思っています。これを見たときに、一保護者としても学校に何か協力できることがあれば、協力していかなければとすごく思いました。

○生涯学習部長 ありがとうございます。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

○道尻委員 私も今の石井委員のお話に少し関連しますけれども、3つの基本

的な方向性の中で、「市民ぐるみで支え合う仕組みづくり」というところに関わってくる問題だと思うのですが、その後の2枚目3枚目の中身を見ていくと、地域とボランティアの協力というところが、この資料のまとめ方を見る限り、教育の質を高めるための外部人材の活用ですとか、教育水準の向上というところがその目標のための施策の一部として位置づけられているところがあり、それは間違いではないのですが、ただ反面、教育の向上というところを強調しすぎると、一般の市民の方々やボランティアの方々がなかなか参加しにくいという面も出てくるのではないかと思います。ですから、地域の方、ボランティアの方に参加してもらうこと自体に意義があるということですか、あるいは今お話しがあったように、教職員が必ずしもやらなくても良いことは、一般の方に代わってもらい、これだけ大変な現状にある教職員の負担を軽減する必要があるんだ、というような視点をもう少しわかりやすく意見募集の時にも、示していただいた方が、色々な意見が出てきますし、あるいはそれに続いて色々な協力や、そういうことで良いのであれば自分もやってみようという思いが出てきやすいのではないかと思います。

これからの意見募集の際に、少しその辺を考慮していただくと後々、実際の地域やボランティアとの関わりにも繋がっていくのではないかなと思いますので、配慮いただければと思います。

○長谷川教育長 そのあたり事務局はいかがでしょうか。

○生涯学習部長 意見募集のご案内のところ、気軽に意見を寄せてください、というニュアンスを入れることは可能かと思っておりますので、工夫させていただきたいと思っております。

○長谷川教育長 わかりました。

○佐藤委員 何度かご説明いただいて、協議もしておりますので、こうしたかたちでまとまって良かったと思っております。新たな変化の点も織り込んで、さらに前期のそれぞれの施策が整理されて、よりわかりやすくなったと思っております。お疲れ様でした。

○阿部委員 パブリックコメントの件で、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、どのような所でこちらを市民の方に見ていただけるようにするのでしょうか。

○**教育政策担当係長** WEB上にも掲載しますけれども、実際にこの冊子をまちづくりセンターですとか、全市の公的な場所に置く予定です。小学生、中学生に関しては、市内の学校を通しまして、キッズコメントとして広く配ります。周知の面では、アナログもデジタルもどちらの手法も活用しながら広く周知していきたいと思っています。

○**阿部委員** 一つご提案なのですからけれども、札幌市内の経営者の会で200人くらいの組織があるのですが、今の経営者は、子どもたちの教育に関して非常に興味を持っています。いずれ自分の会社に人材として雇用する可能性のある子どもたちのキャリア教育についてすごく関心の高い人たちが分母として増えてきているので、もし可能であれば会社を運営している方たちにも、こちらをご覧いただけるような機会を増やしていただけると、多様な意見がパブリックコメントとしていただけるのではないかと感じました。可能な範囲でご検討いただければと思います。

○**長谷川教育長** 企業や関係団体等あると思いますので、その辺の働きかけですとか、そういったところも工夫していただければと思います。

○**長谷川教育長** 先ほどの医療的ケアを受けている児童数ですが、あくまで小・中学校の普通学級にいる児童生徒の人数です。特別支援学校にいる児童生徒数は含まれておりません。

○**阿部委員** それではもっと多いですね。

○**長谷川教育長** はい、多いです。

○**池田委員** 少し戻ってしまうかもしれないのですが、基本的方向性3「市民ぐるみで支え合う仕組みづくり」の中で、やはりこれまで札幌市が行ってきた教育の方針や、今後の5年間、さらに地域との連携を深めたり、地域に根付かせていくということはとても重要だと思います。その中で学校運営協議会制度の導入、いわゆるコミュニティスクールに関連することを新設して検討することを入れていただいたことはとても評価できることだと思います。ただ、これまでの全国的な動きですとか例えば北海道の他の地域と比べてみると、いわゆるコミュニティスクールに関わることの活発さの度合いというのが、やや低いのかなという印象を受けます。それはおそらく他の地域と札幌市との特性の違いもあるのだと思うのですが、いかがでしょうか。学校運営協議会制度を検討し

ていくに当たり、札幌市の問題ですとか、課題ですとか、現状ですとか、あるいは他の地域との比較ですとか、そういうものがありましたら少しご紹介いただければと思います。

○**教育政策担当課長** まさに今、委員のご指摘のとおり、学校運営協議会制度の導入というのは全国的に広がっている部分もありますけれども、やはりその地域に応じた在り方を慎重に検討していく必要があると認識しております。ですので、その検討に当たりましては、他都市の導入実績などを調査するとともに、有識者または学校関係者などから色々ご意見を頂戴しながら、札幌市の実情に応じて、より良いものになるよう提供していきたいと考えているところでございます。

○**池田委員** わかりました。

○**長谷川教育長** 札幌市でも、委員もご承知のとおり、サタデースクールですとか、学校評議会の制度ですとか、色々コミュニティスクールと近い事業がありますので、その辺りを考慮しながら、今ご説明あったように、札幌市としてどういう協議会がよいのか考えていかなければならないのかなと思っております。

○**池田委員** わかりました。

○**佐藤委員** それに関連して、何度かこの委員会でも申し上げていると思うのですが、確かに比較的學校数が少ない地方の都市などではコミュニティスクールが非常に上手く機能しているというお話を聞いています。実は一昨日に江別市の学校運営委員の方と少しお話しをしたのですが、非常に上手くいっているというお話しでした。しかしながら、先ほど事務局もおっしゃったように、札幌市は小学校が約200、中学校が約100として、色々な地域にたくさんの学校を抱える大都市でありますので、やはりコミュニティスクールをそれぞれの約300校に一つ一つ作っていくということはかなりの大きな出来事になります。地域と学校のバランスや、各校により教育の平等がきちんと担保できるのかという大きな問題というものがあると思っています。ですから今後もより慎重な検討をお願いしたいと考えております。

○**長谷川教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号は委員の方から、ご意見があった部分については、検討していただくとして、提案については、この通りで決定とさせていただきます。

先ほどスケジュールについてご説明がございましたけれども、それに沿ったかたちで事務局は進めていただければと思います。

それでは、議案第2号からは、公開しないことといたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

【議 事】

◎議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号及び第3号についてですが、いずれも学校教職員などの給与に関する条例の一部を改正する条例案として、平成30年第4回定例市議会に議案として提出されるものであり、教育委員会から市長へ意見を申し出する案件です。

まとめて説明、ご審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号及び第3号はまとめて、説明、審議を行うこととします。事務局から説明をお願いします。

○教育推進・労務担当部長 議案第2号及び第3号の「議会の議案についての市長への意見の申出について」につきまして一括して説明いたします。

お手元の資料中、議案第2号のインデックスに「資料」と書かれたものに沿って、説明させていただきます。

議案第2号につきましては、「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について市長に対し意見の申出を行うものとなります。

改正の概要としましては、札幌市の人事委員会勧告等を踏まえまして、平成30年4月に遡り2種類の教育職給料表を若年層に配慮して400円を基本に最大で1,700円引上げ、また、期末・勤勉手当のうち勤勉手当について支給月数を0.05月分引き上げるとともに、平成31年度以降の期末手当の支給割合を6月期と12月期で平準化するものです。なお、具体的な給料表の案につきましては、ただ今ご覧いただいております、議案第2号の条例案の方に別表1、別表2として載っております。この引上げによる所要額については、298,000,000円となりますが、総務局において職員費予算の補正を行うこととなっております。

また、給与の支給に係る各種事務の効率化を目的として、給与及び手当の支給期日を統一させるため、特殊勤務手当等の支給期日を平成31年6月実績分より、翌月13日から給与の支給日である翌月21日に変更するものです。

続きまして議案第3号につきましては、「札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」について、市長に対し意見の申出を行うものとなります。現在、教育委員会及び市長部局においても特定任期付職員、いわゆる任期を定めて採用される高度な専門的知識や経験を有する職員につきましては、おりませんが、特定任期付職員の給与等についても、人事

委員会勧告を踏まえまして、所要の規定整備を行うものです。

説明は以上でございますが、議案第2号及び第3号の意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それではご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○阿部委員 質問よろしいでしょうか。議案第2号の方で、こちらはイメージとしては、人事委員会から勧告を受けて、このように条例を改正することになっているのでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 そうです。民間企業は春闘を経て、4月にベースアップや昇給がございますけれども、いわゆる公務員につきましては、労働基本権が一部制約されておりますので、代表として、いわゆる国で言えば人事院勧告、市町村で言えば人事委員会からの勧告に基づいて行われます。基準の企業での調査で算出された官民格差を、札幌市の場合は、札幌市人事委員会が市長及び副市長に勧告を行いまして、それを経ていわゆる労使協定というものがございますけれども、そうした上で、最終的に条例で決まります。そのいわゆるベースアップ分というものが毎年行われているのですけれども、給料の引き上げに係るこうした条例案の提出ということになります。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。給料表の改定は毎年ありましたでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 基本的には毎年あります。

○長谷川教育長 ない時もありますでしたか。

○教育推進・労務担当部長 減額の場合もありますし、据え置きという場合もあります。手当ての部分が改定という時もあり、その年によって違います。札幌市の場合は幸いにしてないのですが、北海道のように独自削減ということで、勧告以上に給料を引き下げるといようなことも行われておりまして、県費移管前は北海道に教職員の給料は引っ張られておりましたので、独自削減が行われて

いたということもございます。

○池田委員 確認ですけれども、今回の意見としては、札幌市の人事委員会からの勧告に基づくもので、勧告と違うところはないという理解でよろしいでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 はい。その通りです。

○池田委員 よくわかりました。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○佐藤委員 異議はありません。

○長谷川教育長 それでは、議案第2号及び第3号につきましては、提案どおりということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 議案第2号及び第3号につきましては、提案どおり決定いたしました。

本日予定された議案は以上となりますが、そのほか、各委員から何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【閉 会】

○長谷川教育長 以上で、平成30年第21回教育委員会会議を終了いたします。

以 上